

貸付申込書類チェックリスト

一般貸付(11)		貸付限度額	200万円	対象	組合員本人
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	120回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額 ¹ の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額 ¹ の10分の6				
申込時期	支払いが必要になったとき又は支払日から1カ月以内(支払日から1カ月以上経っている場合は×)				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類			100万円未満	100万円以上	備考
① 貸付申込書			☐	☐	○複数の物品を購入する場合は、すべての物品の必要額が確認できる書類を提出してください。
② 貸付借用証書			☐	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し			☐	☐	○送金額が100万円以上の場合、見積書のみでは必要書類として認められません。
④ 個人情報に関する同意書			☐	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)			☐	☐	○契約書・請求書等の名義が申込人以外の場合は貸付対象外です。
⑥ 必要額が確認できる書類(ア～エのいずれか)			—	—	
ア: 契約書写し	イ: 請求書写し	ウ: 請求書又は注文書写し	—	☐	○領収書は、領収日が申込日から1か月以内のものに限ります。
エ: 見積書の写し又はカタログ等、金額・品物詳細がわかるものの写し			☐	—	
【支払い済みの場合】上記ア～エのいずれか+領収書の写し			☐	☐	○自動車購入の注文書は使用者名義人欄も記されているか確認してください。
⑦ 給与明細の写し(直近のもの)			☐	☐	

一般貸付とは？

職員が臨時に必要な資金(ほかの貸付に該当しないもの)のための貸付です！
ただし、生活費・借入金の返済(クレジット一括払いを含む)、投機的な理由では貸付を受けることはできません！！

☆申込制限

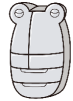
前回の一般貸付の借入月から2年間の経過していない場合、新たに貸付を受けることはできないので注意！
(例)前回貸付日が令和3年12月21日の場合
令和3年12月1日～令和5年11月30日の間は借換えができません。(令和5年12月以降に借換えの申込が可能になります)

☆申込事由が「自動車の購入」の場合の注意点！

カーローン併用でも貸付は可能ですが、カーローン(賦払金)部分については貸付対象外になります。
【支払金合計-カーローン(賦払金)-下取価格=現金支払金額(貸付可能額)】
カーローンを併用して貸付を受ける場合は、「借入状況申告事項」の(2)新たな借入分 ②銀行等の状況 にカーローン分を必ず記載してください。
注文書等で確認ができなかった事項(納車日、支払日、貸付分以外の資金の支払い等)については、電話等で確認させていただきますのでご注意ください。



主に自動車の購入や電化製品の購入で貸付を受ける人が多いケロ☆シ



貸付申込書類チェックリスト

住宅貸付(31)		対象	組合員本人			
限度額	① 組合員期間により下表の月数を給料の月額に乗じた額(1800万円が上限)					
	組合員期間	6ヶ月以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	月数	10	15	25	35	45
	【例】 給料月額30万円で組合員期間が15年の場合(上表10年以上20年未満に該当) 30万円×35＝1050万円(10万円未満切捨て)					
	② ①で計算した結果、限度額が必要額に満たない場合は、申込人の申込時の仮退職手当(申込み時に自己都合退職をすると仮定した場合に支給される退職手当予定額)を算出し、金額の多い方が貸付限度額になります。(ただし、1800万円が上限)					
償還回数上限			貸付金額			
毎月償還	360回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)			
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)			
1回の償還額上限			償還額注意事項			
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)			
ボーナス償還	給料月額の10分の6					
申込時期	支払いが必要になったとき(貸付日より前に支払った費用は対象外) * 貸付日が支払期日より遅れる等の事情により金融機関からつなぎ融資を受けて代金を完納している場合は貸付対象となります。					
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)		

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○住宅貸付の償還中は貸付を受けた物件に居住しなければなりません。原則、転居等で居住しなくなった場合は残額を即時償還していただくことになります。
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	○購入する物件は原則組合員名義、もしくは同居する配偶者・子・父母の名義であることが必要です。
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 別表1・2に該当する書類	☐	○購入する土地または住宅を建築する土地の地目は原則「宅地」であることが必要です。
⑧ 団体信用生命保険申込書(希望者のみ)	☐	

■申込の目的は？

申込の目的によって提出書類が変わります。(詳しくは、別表1・2参照)
他共済への返済(M)については、2月の下旬頃に所属へ案内を通知予定です。



自分がどれに該当するのか確認してみよう！

申込事由	住 宅						敷 地					住宅のみ購入	他共済への返済
	新築	増改築	修理	購 入		借入	購 入		借 入		補修		
				土地付一戸建	マンション		更地	底地	更地	底地			
記号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M

* 更地: 家屋が建築可能な空き地 * 底地: すでに家屋の建てられている土地

貸付申込書類チェックリスト

介護構造(81)		貸付限度額	300万円	対象	組合員本人
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	360回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額10分の6				
申込時期	支払が必要になったとき(貸付日より前に支払った費用は対象外)				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○要介護者に配慮した構造例は以下のとおり ・段差の解消 ・手すりの設置 ・滑りにくい床材 ・車いすが利用できる幅の老化、居室等 ・洋式で広いトイレ ・入浴しやすい浴槽 ・ホームエレベーター ・階段昇降機 等
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	○住宅貸付と併用して申し込む場合は、別表1・2の添付書類で重複するものは省略できます。
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 別表1・2に該当する書類	☐	○申込時における要介護者の有無は問いません。
⑧ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書	☐	
⑨ 介護構造部分のわかる間取り図	☐	○「提出書類 ⑧ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書」は、住宅貸付申込書には入っていません。公立学校共済組合千葉支部HP「貸付事業様式集」よりダウンロードしてください。
⑩ 介護構造部分の工事見積書	☐	
⑪ 団体信用生命保険申込書(希望者のみ)	☐	

介護構造部分に係る貸付とは？

職員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするための資金に係る貸付です。

(要介護者の有無は問いません。)

住宅貸付と併用せずに、単独で申し込むこともできます。

(住宅貸付と併用する場合は、それぞれ申込書の提出が必要になります。)

☆よくある質問

Q:中古住宅における介護構造部分の貸付は可能か？

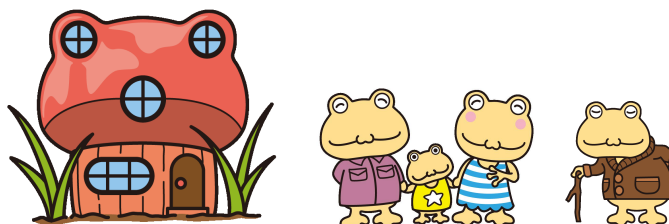
A:可能です。

Q:将来的な要介護者の発生に備えた新築等の貸付は可能か？

A:申込時における要介護者の有無を要件としていないため貸付可能です。

Q:介護構造部分の見積もりを別途徴しているが、省略して貸付は可能か？

A:バリアフリー対応であることが証明されていれば、省略して貸付可能です。



貸付申込書類チェックリスト

住宅災害(21)		対象	組合員本人			
限度額	① 組合員期間により下表の月数を給料の月額に乗じた額の2倍(1900万円が上限)					
	組合員期間	6ヶ月以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	月数	10	15	25	35	45
	【例】給料月額25万円で組合員期間が7年の場合(上表5年以上10年未満に該当) 25万円×25×2倍＝1250万円(10万円未満切捨て)					
	② ①で計算した結果、限度額が必要額に満たない場合は、申込人の申込時の仮退職手当(申込み時に自己都合退職をすると仮定した場合に支給される退職手当予定額)を算出し、金額の多い方が貸付限度額になります。(ただし、1900万円が上限)					
償還回数上限			貸付金額			
毎月償還	360回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)			
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)			
1回の償還額上限			償還額注意事項			
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)			
ボーナス償還	給料月額の10分の6					
申込時期	罹災後1年以内に支払いが必要になったとき(貸付日より前に支払った費用は対象外)					
申込締切	毎月15日必着	貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)			

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○住宅災害貸付に該当する損傷具合は、災害見舞金の給付事由(家財のみの損害を除く)に該当する損害の程度になります。 ○罹災後1年以内に資金を必要とする場合が対象となりますのでご注意ください。
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 別表1・2に該当する書類	☐	
⑧ 市区町村長・警察署長・消防署長が発行する罹災証明書	☐	
⑨ 団体信用生命保険申込書(希望者のみ)	☐	

住宅災害貸付とは？

職員の住宅または住宅の敷地が水震、火災その他の非常災害により5分の1以上またはこれと同等の損害を受け、住宅の新築等をするための資金に係る貸付です。

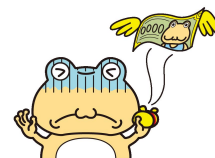
☆よくある質問

Q:被災後1年を超えた場合の住宅災害貸付は可能か？

A:1年以内に貸付の申込ができなかったことが組合員の責によらない場合は、1年を超えてからの貸付申込であっても可能です。

Q:競売で土地(隣地)を購入したが、崖崩れを起こしている。この補修は貸付対象になるのか？

A:住宅災害貸付の対象となります。



【別表1】住宅関連貸付添付書類一覧表〔住宅の購入・借入に関するもの〕

添付書類 申込事由	住宅					
	新築	増改築・移築	購入	修理	借入れ	倉庫・車庫・塙
申込事由 記号	A	B	L	C	F	C
①土地の登記事項証明書（原本）*5	○	○	○			新設の場合 ○
②土地所有者の同意書 *7	○*1	○*1	○*1			新設の場合 ○*1
③建物の登記事項証明書（原本）		○	○	○		改造の場合 ○
④家屋所有者の同意書 *7		○*1		○*1		改造の場合 ○*1
⑤同居証明書（住民票）	○*2	○*2		○*2		
⑥建築基準法に基づく確認済み証写し	○	○				
⑦間取りが確認できる図面	○	○	○	○*3	○	○*4
⑧工事請負契約書の写し	○*6	○*6		○*6		○*6
⑨売買契約書の写し			○			
⑩賃貸借契約書の写し					○	
⑪工事着工届	○	○		○		○
チェック欄	□	□	□	□	□	□

【別表2】住宅関連貸付添付書類一覧表〔土地の購入・借入に関するもの〕

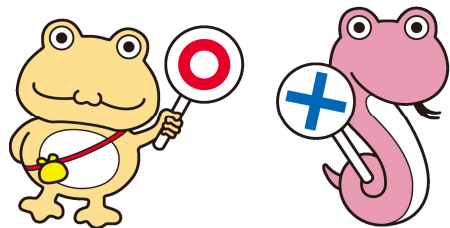
添付書類 申込事由	土地付住宅購入		共同住宅購入 （マンション等）		敷地のみ		
	新築	中古	新築	中古	購入*6	借入れ*6	補修
申込事由 記号	D	D	E	E	G・H	I・J	K
①土地の登記事項証明書（原本）*4	○*1	○*1	○	○*8	○*1	○*1	○
②土地所有者の同意書							○*2
③建物の登記事項証明書（原本）		○*1		○*1			
④建築基準法に基づく確認済み証写し	○		○ (2面まで)				
⑤間取りが確認できる図面	○	○	○	○			○*3
⑥工事請負契約書の写し							○*7
⑦売買契約書の写し	○	○	○	○	○		
⑧賃貸借契約書の写し						○	
⑨誓約書 *5					○	○	
⑩工事着工届	○						○
チェック欄	□	□	□	□	□	□	□

【別表1】留 意 事 項

*1 自己所有でなく、所有者が同居している配偶者、子、父母以外の場合必要
*2 自己所有でなく、所有者が同居している配偶者、子、父母の場合必要
*3 修理箇所のわかる図面または写真
*4 倉庫・書庫等の新設、改造内容がわかる図面
*5 地目が田畑の場合、市街化区域は農地転用受理証明書の写しその他の区域は農地転用許可の写しが必要
*6 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しで代えることができる
*7 公立学校共済組合 千葉支部 HP「貸付事業様式集」掲載の様式第21号、第22号を使用すること

【別表2】留 意 事 項

*1 所有者の住所、氏名が売主（貸主）と一致していること
*2 自己所有でない場合必要 （所有者が配偶者、子、父母で同居している場合は同居証明書（住民票）を提出し、同意書は不要）
*3 修理箇所のわかる図面または写真
*4 地目が田・畑の場合、市街化区域は農地転用受理証明書の写しその他の区域は農地転用許可の写しが必要
*5 公立学校共済組合 千葉支部 HP「貸付事業様式集」掲載の様式第5号を使用すること
*6 敷地のみ購入、借入の場合借受後5年以内に家を建築し居住することが条件となる
*7 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しで代えることができる
*8 建物の登記事項証明書で土地の状況が確認できれば省略可



提出書類がちゃんと
そろっているか、
チェック欄を使って
確認しよう！！

貸付申込書類チェックリスト

教育貸付(41)		貸付限度額	550万円	対象	組合員、被扶養者、子、孫、兄弟姉妹
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	250回以内	ボーナス併用償還 は、貸付金額が100万円 以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の 6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額 ¹ の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額 ¹ の10分の6				
申込時期	入学の場合：合格通知書が発行され、支払いが必要となったとき又は支払い後1カ月以内 在学の場合：支払いが必要となったとき又は支払い後1カ月以内				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

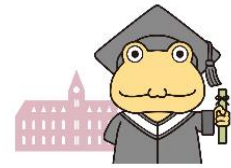
提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	【提出書類①】 ○対象者氏名欄の続柄は“子”ではなく“長男・長女”等具体的に記載してください。 ○親子関係等が確認できなかった場合、戸籍謄本又は住民票等の提出を求めることがあります。
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面：借入状況申告事項)	☐	【提出書類⑦】 ○発行日から3カ月以内のもの(学生証不可) ○借換の場合で、対象者・学校名が前回貸付時と同一の場合、振込書等でその事実が確認できれば在学証明書は省略可能です。 *ただし、前回申込時に入学確認書類を提出していた場合、次回借換時は在学証明書の提出が必要になります。(必ず1回は在学証明書の提出は必要となります。) ○外国の教育機関(留学等)の場合、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類(様式第18号)又はこれに準ずる書類(必要に応じて日本語の翻訳文を添付)を追加で提出ください。 ○留学期間が3か月以上かつ正規の就学年数が1年以上である学校等への留学であれば貸付対象です。 (例：4年制の大学に3か月以上留学する場合貸付可)
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 入学又は在学の事実を証明できる書類	—	
【入学の場合】合格通知書又は入学許可書の写し	☐	
【在学中の場合】在学証明書(原本)	☐	【提出書類⑧】 ☆下宿代の場合 ○契約者及び保証人等が組合員でない場合は、申込書(任意様式)もあわせて提出してください。
【公立小中学校の場合】任意様式の申立書	☐	
* 申立書記載事項：生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申込年月日(貸付申込日と同日) * 組合員氏名は自書してください。 * 印は貸付申込書と同一の印鑑を押印してください。	☐	
⑧ 必要額及び内訳額、支払い期限が明記されている書類	—	
☆入学金授業料の場合		【提出書類⑧】 ☆民間金融機関等の教育ローン借換えの場合 ○貸付日等が記載されており、教育ローンの名義は組合員本人でなければ貸付対象外です。 ～注意事項～ ○1回に申込可能な額は、当該年度内に必要とする費用とします。次の学年に必要な費用は、翌年度以降再度申込(借換)をしてください。 ○学校教育法の認可を受けていない教育機関、修業年数が1年未満の教育機関等は貸付対象外です。 ○私立高校等の学費については、就学支援金分を加味し、申込金額を設定してください。(就学支援金分は貸付対象外です。)
ア：学校発行の振込書や納入通知書の写し等	☐	
イ：内訳額が明記されているもの	☐	
☆その他、学校から納入を義務付けられている諸経費等の場合		
ア：納入が義務付けられていることが分かる書類	☐	○令和4年7月1日より教育貸付の範囲が拡大しました。(小中学校も対象になりました。)
イ：納付書の写し ウ：契約書の写し エ：請書の写し	☐	
オ：請求書の写し カ：見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し	☐	
【支払い済みの場合】上記イ～カのいずれか+領収書の写し	☐	
☆通学定期代の場合		
・6カ月定期券の写し	☐	
☆下宿代の場合		
・賃貸借契約書の写し(契約期間、家賃、共益費が記載されていること)	☐	
☆民間金融機関等の教育ローン借換えの場合		
・教育ローンであることが確認できる残高証明書(原本)	☐	
・過去3カ月の返済が確認できる通帳の写し	☐	
⑨ 団体信用生命保険申込書(希望者のみ)	☐	

教育貸付とは？

対象者が学校教育法に基づく学校に入学・修学するための資金に対しての貸付になります。

☆令和4年7月1日から教育貸付の対象となる教育機関が拡大します！！

小中学校・義務教育学校に対しても貸付可能となりました。



～教育貸付の対象範囲拡大に関するQ＆A～

Q:公立の小中学校の場合、入学または修学の事実を証明することのできる書類はどのようなものを提出すればいいのか？

A:任意の様式の申立書を提出してください。

なお、必要額が確認できる書類により教育貸付の対象者及びその者が入学または修学する学校を客観的に確認できれば省略可能とします。(ただし、借換の場合のみ)

Q:小中学校の給食費は貸付対象となるのか？

A:1年分の給食費をまとめて一括で支払う場合に限り、貸付可能です。

～よくある質問～

Q:授業料に関する貸付は、一括で申込みを行って大丈夫か？

A:一括納入を求められていることがわかる書類を提出すれば貸付可能です。

なお、毎月納入する費用(高校の授業料等)については、1年分まとめて貸付可能です。

また、前期・後期で分割納入の場合でも、1年度分であればまとめて貸付できます。ただし、年度をまたぐ場合であっても、申込時点で必要額(確定額)がすべて確認できる場合は貸付対象となります。

前期・後期分けて貸付を受けることも可能です！

Q:養子縁組していない子(継子)に対する教育貸付は認められるのか？

A:法律上の組合員の子ではないため、原則は対象外ですが、当該子が組合員の被扶養者であれば、組合員が支払った証明及び関係がわかる書類(子の戸籍等)を提出すれば貸付可能です。

Q:合格発表前の申込について、試験の合格と同時に入学金や学費を納入しなければならないが、合否が確定していない段階であっても貸付可能か？

A:受験している事実と必要額の確認(受験票、入試要項等)ができれば貸付可能です。

ただし、不合格の場合は即時償還となることに同意する旨の申立書を提出してください。

また、結果発表があった時点で合格したことがわかる書類を提出してください。

Q:教育貸付の対象となる学校かどうかの判断はどのようにすればいいのか？

A:学校教育法による認可を受けていれば貸付対象なので、申込人経由で学校に確認してください。

Q:スクールバス代や通学のための自転車の購入費は認められるのか？

A:スクールバス代は、授業料等の学費に含まれている場合や、スクールバス代が6か月以上の期間について一括払いとなっている場合かつ書類でその事実が確認できれば貸付可能です。

自転車については、用途を特定することが困難なことから教育貸付として認められません。

Q:入学試験のための受験料・宿泊旅費は教育貸付の対象となるのか？

A:教育貸付の対象とはなりません。



チェックリストを使って、必要書類を確認するケロ！

学校から納入が義務付けられていないものについては、貸付対象外になるので注意！

貸付申込書類チェックリスト

結婚貸付(71)		貸付限度額	200万円	対象	組員、子
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	120回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額の10分の6				
申込時期	・挙式の6カ月前から婚姻届出後6カ月以内で、支払いが必要となったとき ・支払日から1カ月以内				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○式場の見積書及び挙式申込受理書には、発行元が確認できる記載があることをご確認ください。
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	○申込できる金額は、基本的に必要額の2分の1の範囲となります。実際の負担額が2分の1以上である場合は、申立書の提出及び後日組員名義の領収書の写しの提出が必要となります。
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	○貸付金は、申込時に指定した口座に振込みますので、婚姻により口座の名義を変更する場合はご注意ください。
⑦ 結婚する事実を証明することのできる書類	—	
【婚姻前】結婚式場の挙式申込受理書の写し等	☐	○海外挙式の渡航費や海外滞在費は結婚貸付の対象外となります。
【婚姻後】戸籍抄本等	☐	
⑧ 必要額が確認できる書類(ア～エのいずれか)	—	○入籍から6カ月以上経過してから挙式をする場合でも、挙式を事務処理基準上の「結婚」とみなすことで貸付を行うことができます。
ア:結婚式場の最新の見積書+挙式申込受理書写し	☐	
イ:契約書写し ウ:請求書写し エ:領収書写し(支払い済の場合のみ)	☐	

結婚貸付とは？

組員又はその子が結婚するために必要な資金に対する貸付です。

～注意事項～

結婚貸付の申込可能額は、必要額の2分の1以内の金額になります。

例:必要額380万円の場合、申込可能額は190万円までとなります。

*全額自己負担する場合や必要額の2分の1以上を負担する場合は、申立書及び後日日本人名義の領収書の写しを提出して下さい。

☆よくある質問

Q:結婚貸付における挙式に係る旅費は、貸付の対象になるのか？

A:結婚貸付の対象になります。

Q:結婚式に招待した親族の飛行機代や宿泊費等は貸付の対象になるのか？

A:結婚貸付の対象になります。



貸付申込書類チェックリスト

医療貸付(61)		貸付限度額	120万円	対象	組合員、被扶養者、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、両親(配偶者の両親を含む)
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	110回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額の10分の6				
申込時期	受診中及び治癒後1カ月以内(支払い済みの費用は貸付対象外です!)				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○提出書類「⑦ 医師が発行する診断書(原本)」は発行日が申込日から1カ月以内のものを提出してください。
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	○美容(歯の矯正・インプラントを含む)に係る治療は貸付できません。ただし、医師により指示された歯の矯正治療等は貸付の対象になります。
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 医師が発行する診断書(原本)	☐	
⑧ 必要額が確認できる書類	☐	

医療貸付とは？

医療(高額療養費の対象となる療養を除く)を受けるために必要な資金に対する貸付です。

☆よくある質問

Q:不妊治療に要する費用は、医療貸付の対象となるのか？

A:医療貸付の対象となります。

Q:補聴器が医療貸付の対象となるのはどのような場合か？

A:加齢による補聴器の購入は対象となりませんが、難聴などの理由で医師が必要と認める診断書があれば、対象となります。
眼鏡についても弱視、白内障など医師が必要と認めたもので、診断書が出ており医療費控除の対象となるものであれば貸付可能です。

Q:高額療養費が支給される者に対して、さらに医療貸付を行うことは可能か？

A:高額療養費の対象になっていないものに関しては貸付可能です。

(例:入院時の食事代、差額ベッド代、先進医療費等)

Q:介護保健施設の入所のための費用は、医療貸付の対象となるのか？

A:介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設については、医療貸付の対象となります。

(特別養護老人ホームは医療サービスを提供していないため、貸付対象外です。)

Q:医療貸付の対象として、はり・きゅうは認められるのか？

A:医療貸付の対象となります。ただし、勤務や日常生活に支障がなく、いわゆる健康増進を目的とするようなものは、貸付の対象外になります。



貸付申込書類チェックリスト

葬祭貸付(72)		貸付限度額	200万円	対象	被扶養者、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、 両親(配偶者の両親含む)
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	120回以内	ボーナス併用償還 は、貸付金額が100万 円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	毎月償還回数の 6分の1以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数 を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額の10分の6				
申込時期	支払いが必要となったとき又は支払日から1ヵ月以内				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○支払いが完了している場合のみ、「領収書の写し」を提出してください。 ○葬祭貸付の対象になる葬儀は以下のとおり 【Ⅰ】葬祭対象者に係る葬儀 【Ⅱ】葬祭対象者の死亡日から2カ月以内に行われる当該葬祭対象者に係る服喪及び追悼等の行事 【Ⅲ】葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立(これらとともに行われる祭祀を含む)
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
☆葬儀費用の場合		～注意事項～
ア 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類(例:除籍謄本等)	☐	
イ 葬儀又は法事等を行うことがわかる書類(例:会葬礼状、葬祭申込受理書の写し等)	☐	
ウ 必要額が確認できる書類【組合員名義のもの】(例:契約書の写し、請求書・領収書等の写し)	☐	
☆墓地の購入の場合		○この貸付は、平成8年7月1日以後の死亡を事由として行う葬祭を対象とします。
ア 購入日がわかる書類(例:注文書の写し等)	☐	
イ 必要額が確認できる書類【組合員名義のもの】(例:契約書の写し、請求書・領収書等の写し・見積書の写し)	☐	

災害貸付(51)		貸付限度額	200万円	対象	組合員、被扶養者
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	120回以内	ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能	限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
ボーナス償還	20回以内		50万円単位(貸付金額の2分の1以内)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
ボーナス償還	給料月額の10分の6				
申込時期	被災後3か月以内				
申込締切	毎月15日必着		貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)	

提出書類	チェック	提出書類	チェック
① 貸付申込書	☐	⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐
② 貸付借用証書	☐	⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	⑦ 罹災証明書	☐
④ 個人情報に関する同意書	☐	⑧ 必要額が確認できる書類	☐

貸付申込書類チェックリスト

特別貸付(12)		貸付 限度額	給料月額×3/10×残 任期月数 ただし、200万円まで	対象	組合員本人(任期に定めのある組合員) 【再任用組合員・臨時的任用職員・会計年度任用職員・ 任期付職員(育児・一般)等】
償還回数上限			貸付金額		
毎月償還	残任期月数以内		限度額以内かつ必要額以内で10万円単位(10万円未満切捨て)		
1回の償還額上限			償還額注意事項		
毎月償還	給料月額の10分の3		1回の償還額として設定できる金額には上限があり上限を超えてしまう場合は、償還回数を変更し、再度設定しなおす必要があります。 (複数の貸付種別がある場合は、各貸付の償還額の合計が上限を超えないか確認)		
申込時期	支払いが必要になったとき又は支払日から1カ月以内(支払日から1カ月以上経っている場合は×)				
申込締切	毎月15日必着	貸付日	翌月21日(休日の場合は、金融機関の翌営業日)		

提出書類	チェック	備考
① 貸付申込書	☐	○支払い済みの場合は、領収書の写しも提出してください。 ○借り入れた金額は、残任期月数以内にすべて返済していただきますのでご注意ください。 (1回の償還額が高くなるので注意！)
② 貸付借用証書	☐	
③ 貸付金振込依頼書+通帳の写し	☐	
④ 個人情報に関する同意書	☐	
⑤ 申告書(裏面:借入状況申告事項)	☐	
⑥ 給与明細の写し(直近のもの)	☐	
⑦ 辞令の写し	☐	
⑧ 必要額が確認できる書類	☐	

特別貸付とは？

任期に定めのある組合員が臨時に必要とする資金の貸付です。

☆残任期月数とは

残任期月数とは、貸付の償還開始月から数えた任期月数になります。

例)R5.4～R6.3まで辞令が出ており、5月貸付を申し込んだ場合の申し込み可能額。(給料月額20万円とした場合)

＜残任期月数＞

5月貸付の場合、償還開始月は翌月(6月)からになるため、6月～翌年3月までの10か月が残任期月数となる。

＊貸付送金月の翌月から数える。

＜申し込み可能額＞

20万円(給料月額)×3/10×10か月(残任期月数)=60万円

60万円まで貸付可能。

この場合、60万円(+利息)を残りの任期(10か月)で全て返済していただきます。



辞令の写しによって確認できる任期内でしか貸付を行うことが出来ないのに注意するケロ！

(次の年も継続で任用されることとなっても、辞令が出ていない場合は、任期として数えることは出来ません。)